

岩手県告示第 658 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 9 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 1 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社サトーライン
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市湯沢 10 地割 73 番地 4
 - ウ 代表者の氏名 佐藤博美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 244 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 27 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 21 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東峰建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町下有住字中上 115 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 松田信男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 1327 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 9 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 9 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社丸茂建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂四丁目 6 番 26 号
 - ウ 代表者の氏名 荒谷拓雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第 1678 号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 8 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 9 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中原産業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市南町 5 番地 38
 - ウ 代表者の氏名 菅原壽一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第 3782 号
 - (3) 処分の内容 電気工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 9 日付けで電気工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 9 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社一戸工業

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字野沢 62 番地 91

ウ 代表者の氏名 櫻井俊則

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第 5266 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 9 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 3 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 協友建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区若柳字上土橋 58 番地 1

ウ 代表者の氏名 田頭誠二

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第 9392 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 3 日付けで建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 1 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 フジクリーン岩手株式会社

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字狐洞 1 番地 306

ウ 代表者の氏名 井上修三

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 20254 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 27 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成 19 年 7 月 31 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社あべ建築開発

イ 主たる営業所の所在地 一関市巖手町字沖野々 145 番地 2

ウ 代表者の氏名 阿部眞昭

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 7369 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 7 月 31 日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成 19 年 8 月 7 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 中村建設

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町田河津字丸木 56 番地 2

ウ 代表者の氏名 中村福雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第 5778 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 8 月 3 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。